

## 日本衣服学会会則（平成 28 年度改訂）

第 1 条 本会を、日本衣服学会 (Japanese Association for Clothing Studies) と称する。

第 2 条 本会は、「衣」に関する研究活動を行い、学術の発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 総会の開催
- (2) 研究発表会の開催
- (3) 講演会・研修会等の開催
- (4) 日本衣服学会誌 (Japanese Journal of Clothing Research) の刊行
- (5) 学会賞の授与
- (6) その他必要な事業

第 4 条 本会の会員は、正会員・海外会員・名誉会員・学生会員・団体会員および賛助会員とする。

- (1) 正会員 「衣」に関心をもつ研究者、または「衣」の実践・実務に携わるものであって、本会の目的に賛同する個人
- (2) 海外会員 正会員でかつ、海外で活動する個人
- (3) 名誉会員 本会の運営ないし学術研究活動に功労のあった個人とし、幹事会が推薦し総会において承認されたもの
- (4) 学生会員 「衣」に関する研究領域に関心をもつ学生
- (5) 団体会員 「衣」に関する研究領域に関心をもつ図書館及び類縁機関
- (6) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を援助する個人または団体 (学会行事への参加は 2 名までとする。)

第 5 条 会員は次の権利を有する。

- (1) 本会刊行物の配布を受けること
- (2) 本会刊行物への投稿 (団体会員を除く)
- (3) 本会主催の年次大会、見学会、勉強会等への参加 (団体会員を除く)
- (4) 本会主催の研究発表会への演者または共同発表者としての申し込み (団体会員を除く)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 幹事 35 名以内
- (4) 監事 2 名
- (5) 顧問若干名
- (6) 名誉会長を置くことができる。

第 7 条 役員を選出は次の通りである。

- (1) 幹事および監事は総会でこれを選出する。
- (2) 会長・副会長は幹事の互選で定める。
- (3) 名誉会長および顧問は会長が委嘱する。

第 8 条 役員の仕事及び任期は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の責務を代行する。
- (3) 幹事は本会の業務を遂行し、本会の目的達成と発展の推進者としての任を負う。
- (4) 監事は本会の会計および業務執行を監査し、外部監査を受けた後、会員に報告する。
- (5) 名誉会長および顧問は本会の目的達成に協力する。
- (6) 役員の仕事は 1 期 2 年とする。2 期を越えて引き続き再任することはできない。ただし、総会において本会運営上必要と認められた場合はこの限りではない。

第 9 条 本会は次の運営組織をもつ。

(1) 総会 本会の団体会員および賛助会員を除く会員をもって構成し、本会の最高機関として会の意思と方針を決定する。総会は年 1 回とする。ただし必要に応じて臨時総会を開くことができる。

(2) 幹事会 幹事をもって構成し、本会の事業の運営と執行の責任を負う。

第 10 条 次の事項は、幹事会の議決を経て、総会の承認を求めなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 財務諸表
- (3) 事業計画および収支予算
- (4) 幹事会で必要と認めた事項

第 11 条 年会費および入会金は次の通りとする。会員はその年度の会費を毎年 4 月末日までに納入しなければならない。既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

- (1) 正会員 5,000 円 (ただし海外会員 3,000 円)
- (2) 学生会員 2,000 円
- (3) 団体会員 5,500 円
- (4) 賛助会員一口以上 (一口 10,000 円)

なお、入会金は 500 円とし、学生会員からは徴収しない。名誉会長・名誉会員からは会費を徴収しない。

第 12 条 本会の入退会手続きは次の通りとする。

- (1) 本会に入会しようとする正会員・海外会員・学生会員・団体会員・賛助会員はそれぞれ本会幹事会において承認されたものとする。新たに入会が承認されたものは、その年度の会費を納入した日から会員としての資格をもつ。なお、学生会員は単年度の登録制とし、毎年度末に次年度の会員継続の意思を確認する。
- (2) 退会しようとするものは、退会の理由を付けて申し出るものとする。

第 13 条 事業の種類によって臨時会費を徴収することができる。

第 14 条 本会の経費は次の収入をもってこれに充てる。なお、会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

- (1) 会費
- (2) 事業にともなう収入
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

第 15 条 本会の資産は、会長が管理する。

第 16 条 本会の事務局の所在は幹事会の決定による。事務局は、特別の事情がないかぎり、本会会長の所属する機関内におく。

第 17 条 本会則の変更は総会の決定による。

(昭和 54 年 12 月 5 日改訂)  
(昭和 55 年 11 月 8 日改訂)  
(昭和 58 年 11 月 12 日改訂)  
(昭和 62 年 11 月 28 日改訂)  
(平成 3 年 11 月 30 日改訂)  
(平成 6 年 11 月 19 日改訂)  
(平成 11 年 11 月 27 日改訂)  
(平成 13 年 11 月 10 日改訂)  
(平成 21 年 11 月 7 日改訂)  
(平成 28 年 11 月 5 日改訂)